

事業計画の概要を記載した書類 (最終処分)

1 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。)

産業廃棄物の種類	埋立処分の方法等
がれき類	サンドイッチ方法(産業廃棄物 1.5m、覆土 0.5m)により埋立て。 産業廃棄物の搬入後、当日中に埋立・覆土を行う。

2 処分する (特別管理) 産業廃棄物の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称 及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	がれき類	120t	コンクリート破片	B (株) 広島市	埋立て	—
2						
3						
4						
5						

●許可申請を行う産業廃棄物の種類のすべてについて、予定排出事業場ごとに記入してください。
●廃棄物の種類によっては、排出事業者の業種によって産業廃棄物に該当しない場合があります。

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3 最終処分場の概要	
最終処分場の種類及び名称	(株)広島産廃 安定型最終処分場
設置場所	広島市〇〇区〇〇町〇〇〇番地 ほか〇筆
設置年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
許可年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第 A〇〇〇〇 号
最終処分場の規模等	埋立地の面積 10,000 m ² 埋立容量 200,000 m ³
埋立処分する(特別管理)産業廃棄物の種類	がれき類
構造及び設備の概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の事項等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の周囲に設ける囲い及び表示板の概要 ・地滑り防止工及び地盤沈下防止工の概要 ・タイヤ洗浄設備の概要 ・産業廃棄物の流出防止のための擁壁、えん堤等の設備の概要 ・庶水工及び地下水の集水設備の概要 ・調整池及び浸出液処理設備の概要 ・地表水の流出防止設備の概要 ・ブルドーザー等の事業の用に供する機器の概要 ・管理棟の概要 </div>
放流水の水質等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・周縁地下水の状況並びに放流水の予定水質及び保持方法に関する計画の概要について記載すること。 </div>
その他環境保全対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の事項等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生防止対策及び消化設備の概要 ・産業廃棄物の飛散・流出防止対策 ・埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動の防止対策 ・ねずみの生息、及び蚊、はえ、その他の害虫の発生止対策 </div>
備考 最終処分場の種類ごとに記載すること。	

4 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間, 休業日, 組織及び従業員数を含む。)

次の事項等を記載すること。

- ・ 処分業務を行う時間、休業日及び従業員数等 (勤務形態と人員配置 [技術管理者の配置計画を含む。] に係る計画)
- ・ 管理体制等の整備計画 (組織形態、職場の安全衛生管理、施設の故障・事故・災害などの緊急時の対応等に係る体制)
- ・ 最終処分場の維持管理計画 (産業廃棄物の搬入管理、施設の運転管理及び保安全管理、計測管理 (地下水及び放流水の水質試験、産業廃棄物に関する一般試験、有害物質に係る検定試験)、浸出液処理設備から生じる廃棄物の処理及び災害・事故の発生防止等に係る計画など)
- ・ 埋立終了後における覆土等の計画及び跡地利用計画

● 政令に規定する使用人とは次のとおりです。

① 本店又は支店の代表者

② 処理業に関する契約締結権限を有する者

※ 申請者が個人の場合でも、営業所、出張所、その他これに類する営業拠点で契約締結権限を有する者を置いている場合は計上してください。

● 相談役、顧問等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者をいいます。

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
6	2	0	7	10	10	0	35
人	人	人	人	人	人	人	人

5 環境保全措置の概要

(1) 最終処分場において講じる措置

次の事項等を記載すること。

- ・ 周辺環境の保全のために講じようとする措置
- ・ 火災・事故等が発生した際に講じようとする措置
- ・ 施設の運転に当たって、維持管理基準に適合しない場合に講じようとする措置

(2) その他

- ・ 地元対策の状況及び事業開始後における苦情等に対する対応措置等について記入すること。